

協 定 書（案）

〇〇刑務所長 ○ ○ ○ ○（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役社長 ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）は、〇〇刑務所における物品販売等の運営事業（以下「本事業」という。）に関し、法務省矯正局長〇〇〇〇と乙との間で締結した総括協定書に定める事項のほか、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定書に定める事項を誠実に履行する。

2 本協定の締結及びその履行に際し、甲は本事業が乙の創意工夫に基づき実施されることを、乙は本事業が矯正施設における被収容者の権利擁護を図る取組としての公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業に係る実施業務）

第3条 乙は、〇〇刑務所における別紙に掲げる業務について、自らの責任と費用負担により、実施する。

2 甲は、乙に前項の業務を実施させるため、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第21条第2号の規定に基づき、乙を〇〇刑務所における物品販売等の運営事業を担う事業者指定する。

（本事業に係る各業務の体制整備）

第4条 甲及び乙は、事業開始予定日までに、本事業における各業務について、必要がある場合には、その実施場所、実施方法等について協議の上、具体的内容を決定する。

2 甲及び乙は、本事業の仕様書等に定められた事項のほか、事業開始準備期間において矯正局長と乙との間でなされた協議の内容に基づき、前項に

規定する各業務の実施準備を行うものとする。

(報告及び協議の実施)

第5条 乙は、甲に対し、本事業における各業務の実施状況等を報告する。

2 甲及び乙は、本事業を適正かつ円滑に実施することを目的として、各業務に関する協議を行う。

3 前2項の報告及び協議は、甲及び乙が指名する職員において、必要に応じて適宜実施する。

(取扱物品)

第6条 甲は、総括協定書第15条第3項の規定に基づき乙が作成した「全国統一取扱物品リスト」の全部又は一部から成る、〇〇刑務所で取り扱う自弃物品及び差入品の「取扱物品リスト」を作成するものとする。

2 乙は、全国統一取扱物品のほかに、〇〇刑務所において、自弃物品又は差入品として嗜好品を取り扱う場合には、その品目、販売価格、受発注の頻度、販売条件等について甲と協議の上、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、事業期間中、前項に規定する嗜好品の仕様、価格等を変更しようとするときは、原則として変更のおおむね1か月前までに、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、仕様の変更が外装の一部の変更等の極めて軽微なものにとどまる場合は、この限りではない。

(自弃物品等の発注)

第7条 甲は、乙に対し、自弃物品等を発注する場合には、オンライン上の購入用ウェブサイト利用など、乙の提案する合理的な発注方法に従って発注するものとする。

2 甲は、前項に規定する自弃物品等の発注に際し、領置金・作業報奨金(職業能力習得報奨金)ごと及び工場・居室棟ごとに行うものとする。

3 第1項に規定する自弃物品等の発注に係る具体的な日付、頻度等については、甲乙間で協議の上、別途定める。

(差入品の受注等)

第8条 乙は、〇〇刑務所の被収容者に差入れしようとする差入人から、差入人が購入・決済できる合理的な方法(例えば、差入人向けウェブサイトの作成又は差入人注文用専用端末の配備等)により、差入品を受注するものとする。

- 2 乙は、差入品の受注に際し、差入人の氏名、生年月日、住所、電話番号及び差入れをしようとする被収容者との関係性に係る情報について、〇〇の方法により、甲に伝達するものとする。

(自弁物品等の発注取消し、返品)

第9条 甲は、乙に対する物品の発注後、必要が生じた場合には、総括協定書第16条第1項の規定に基づき決定した条件、期間等を満たす場合であれば、当該物品の発注を取り消すことができる。

- 2 甲は、前項に規定する発注の取消しに当たっては、〇〇の方法により、乙に伝達するものとする。
- 3 甲は、納入された物品について、必要が生じた場合には、総括協定書第16条第2項の規定に基づき決定した条件、期間等を満たす場合であれば、当該物品を返品することができる。
- 4 甲は、前項に規定する返品に当たっては、〇〇の方法により、乙に伝達した上で、当該物品を返品するものとする。

(差入品の発注取消し、返送)

第10条 差入品の発注取消しについては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 甲は、差入品の名宛人が〇〇刑務所に不在であった場合には、乙に返送するものとする。
- 3 甲は、差入品について、法令に照らし、差入人に対して引取りを求めた結果、当該差入人に返送する場合には、乙を経由することなく、甲から差入人に対して、直接返送するものとする。

(自弁物品等及び差入品の納品)

第11条 乙は、甲又は差入人から受注した物品について、納入数量の多寡にかかわらず、定められた頻度、日時において納品しなければならない。

- 2 前項に規定する自弁物品等及び差入品の納品に係る具体的な日付、頻度、納品場所等については、甲乙間で協議の上、別途定める。

(納品に係る請求及び支払)

第12条 乙は、前条に規定する納品終了後、当月の納品分を取りまとめ、原則として翌月〇〇日までに、甲に対し、支払の請求を行わなければならない。

- 2 前項の請求に当たっては、乙は、領置金については〇〇刑務所の歳入歳出外現金出納官吏宛てに、作業報奨金（職業能力習得報奨金）については〇〇刑務所の官署支出官宛てに、それぞれ請求を行うものとする。
- 3 甲は、前項に規定する乙の支払請求に対し、乙が支払請求をした日から30日以内に、乙の指定する銀行口座に所定の額を支払わなければならない。
- 4 甲は、前項に規定する乙への支払に当たっては、振込手数料を要しない方法によって実施するものとする。

（物品の販売等における留意事項）

第13条 乙は、物品の販売又は取扱いに当たっては、迅速、適正かつ丁寧に行うよう努める。

- 2 乙は、経営者の変更、店舗の移転等営業に関する重要事項については、あらかじめ甲に連絡する。
- 3 乙は、物品の販売又は取扱いを行うに当たり、刑事施設の管理運営に関わる事項については、甲の指示に従う。
- 4 乙は、飲食物等については清潔の保持に努めるとともに、販売する物品について、その品質には十分留意する。
- 5 乙は、販売する物品について、食中毒その他保健衛生上の問題が生じた場合又はそのおそれがある場合には、速やかにその旨を甲に連絡する。
- 6 乙は、甲が必要と判断し、物品を取り扱う場所を甲の指定する職員が検査する場合には、これに協力する。
- 7 乙は、甲が施設の規律及び秩序の維持、管理運営上又は保健衛生上問題があると判断し、被収容者及び差入人に対し一定の物品の購入又は使用若しくは摂取を禁止した場合には、これに従い、当該物品の販売を中止する。
- 8 乙及び乙の使用者が、第三者から不正な物品の差入れを行うよう依頼され、又は脅迫された場合には、速やかにその旨を甲に連絡する。
- 9 乙は、物品の瑕疵等について甲から連絡を受けた場合には、速やかに対応する。
- 10 乙は、物品に関する苦情又は問合せがあった場合には、真摯に対応する。

（本事業の停止）

第14条 乙が本協定書の各条項等に違反し、その他不適当と認められる事由を生じた場合には、本事業を行わせないものとする。

(疑義等の決定)

第15条 本協定書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定書に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 ○○○○

○○刑務所長 ○ ○ ○ ○ ⑩

乙

所在地 ○○○○

○○○○株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ ⑩

別 紙 (案)

【乙が実施する業務】(注：該当する欄に「○」を記載する。)

1 自弁物品等の販売業務

| 日用品 | 文具 | 衣類 | 嗜好品 | 書籍 | 雑誌 | ○○ | ○○ | ○○ |
|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | |

2 差入品の販売業務

| 日用品 | 文具 | 衣類 | 嗜好品 | ○○ | ○○ | ○○ |
|-----|----|----|-----|----|----|----|
| | | | | | | |

3 その他関連業務

| ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ |
|------|------|------|
| | | |